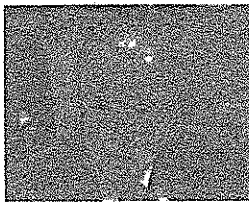


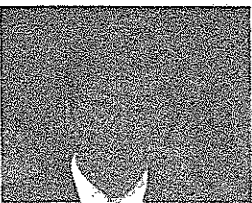
1954年7月の自衛隊創設に伴い、当時の内閣は憲法9条の解釈を整理して、集団的自衛権の行使について、政府を含めて否定すべきものであることがその都度、確認され、今日まで一貫して堅持されてきました。

したがって、昨年7月の「閣議決定」による集団的自衛権の行使認容は、超えることが



### 氏輔政大森閣内法司長官

8日の参院安保法制特別委員会で、大森政輔・元内閣法制局長官、伊藤真・日弁連憲法問題対策本部副本部長が行った意見陳述(要旨)は次の通りです。



どんな外交・安全保障政策であっても、憲法の枠の中で実行することが立憲主義の本質的要諦です。不完全な人間が拮抗(きうこう)する現実(まじかた)の現場(まじかた)である憲法でコントロールすることが立憲主義です。現場の感情

### 氏真伊藤本部副本部長

## 憲法原則の重大な逸脱

できない憲法原則ともいふべき基本原則からの重大な逸脱といわなければなりません。

### 本質的な差異が

政府は、集団的自衛権の行使認容を、閣議決定で「憲法9条が認める自衛の措置に当たると主張して」います。これは、個別的自衛権と集団的自衛権を同義のものととらえていると推測しますが、両者には本質的な差異があります。

個別の自衛権の行使は、武力攻撃が発生した場合、それを阻止するため、外国の武力攻撃から国民を守るために他に適当な手段がないとき、必要最小限度で武力の行使を行うもので、独立主権国家が固有かつ先天的に有する自己保全のための自然的権能に基づくものであると解されます。

### ばら色局面ない

したがって、わが国を取り巻く国際環境、安全保障環境の変化を考慮しても、憲法9条のもとで、集団的自衛権の行使を許容できることは、集団的自衛権の抑止力以上に、紛争に巻き込まれる危険を覚悟しなければなりません。

## 戦争法案参考人意見陳述 参院安保特

や勢いにまかせて過ちを犯してしまふ人間をいかに冷静に知性と理性でしほりをかけるか。それが憲法の本質と考えます。

本法案は国民主権、憲法9条、憲法前文の平和主義、ひいては立憲主義に反するもので、すから、たまたに廃案にすべきです。

参院での審議中に「80日ルールを使う」とは二院制の議会制民主主義の否定であり、あつてはならない。各種世論調査で、国民の理解が進んでいないと指摘されています。それは、何事にもメリット、デメリットがあるはずなのに、政府側はメリットの説明しかしない。デメリットをどう克服するかの議論が全くなされてい

ないからその国民は不安になり反対するので

わが国が集団的自衛権の行使として武力行使をしている第三国に武力攻撃の矛先を向けると、その第三国は反撃の正当な理由の有無にかかわらず、事実上、わが国に対し攻撃の矛先を向けてくることは必定です。集団的自衛権の抑止力以上に、紛争に巻き込まれる危険を覚悟しなければなりません。

### 国家権力を制御

憲法は、国民が必ずからの意思で国家に一定の権限を与えて、国家権力を制御するための道義です。憲法はその前文で、日本国民がこの憲法を確定し、政府の裁量によって再び戦争の惨禍が起ころないようにすることを決意したとあります。そのことを具体的に明確にするために憲法9条をおきました。憲法ははじめから、政府に戦争する権限を与えていません。

## 立憲主義に反する法案

9/19 五種